

鹿児島県生活科・総合的学習教育研究協議会会則

第1章 名称

第1条 この会は、鹿児島県生活科・総合的学習教育研究協議会と称し、事務局を原則として会長在籍校に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、生活科・総合的な学習の時間の研究の推進を図ることを目的とする。

第3章 事業等

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事柄を行う。

- 1 毎月の定例会
- 2 夏季研修会・冬季研修会
- 3 その他、この会の目的を達成するために必要な事柄

第4章 会員

第4条 この会の会員は、鹿児島県生活科・総合的学習教育研究協議会の会員、OBから構成される。

第5章 役員

第5条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 運営委員 若干名
- 4 事務局長 1名
- 5 庶務・会計 若干名
- 6 指導者 若干名
- 7 顧問 若干名

第6条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表・総括するとともにすべての会合を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代理する。
- 3 運営委員は、定例会の企画とその推進にあたる。
- 4 事務局長は、この会の運営にかかわる事務の推進にあたる。
- 5 庶務・会計は、この会のすべての会計処理を行う。
- 6 顧問は、この会に関わる全ての事項の指導助言にあたる。

第6章 会議

第7条（会議）

本会は次の会議をもつ。

- ・ 本部役員会
- ・ 総会
- ・ 定例会

第8条（本部役員会）

本部役員会では、次の事項を審議する。なお、本部役員会は会長、副会長、顧問、事務局で構成する。

1. 研究活動に関すること。
2. 役員を選出に関すること。
3. その他必要と認められたこと。

第9条（総会）

総会は全会員をもって構成し、次の事項を審議する。また、総会は年一回開催する。但し、必要に応じて随時開くことができる。

1. 事業報告および事業計画
2. 役員承認
3. 会則の改廃
4. 決算報告および予算審議
5. その他必要な事項

第10条（定例会）

基本的に、月1回土曜日に定例会を開く。

定例会では主に以下の内容を計画する。

1. 県生総研の活動に関する内容
2. 各学校における生活科・総合的な学習の時間の情報交換
3. 実践発表
4. 研究発表会等における内容等の協議
5. その他必要と認められた事項

第7章 その他

第11条 この会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月末日に終わる。

第12条 この会則の実行に必要な細則は、総会において会員の承認を得ることとする。

第13条 会員は、本会の趣旨に賛同し、生活科・総合的な学習の時間の普及・発展を願う方であればだれでも資格を有する。

第14条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 本会には顧問を置き、会の運営等について適宜御指導をいただく。

第16条 本会を運営する会費として、会員より年間1000円を徴収する。

第17条 会費は、以下のものに使用する。

1. 講師謝金
2. 研修会場借用代
3. 会議費、通信費
4. その他、この会が必要と認めたもの

付則 本会則は平成26年5月17日から発効する。